

(番号灯)

第36条 昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、保安基準第36条の規定並びに細目告示第49条、第127条及び第205条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の後面には、夜間後方20メートルの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できる灯光の色が白色の番号灯を備えなければならない。但し、最高速度20キロメートル毎時未満の軽自動車及び小型特殊自動車にあつては、この限りでない。
 - 二 番号灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯若しくは前部霧灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に番号灯が点灯しない装置を備えることができる。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和35年3月31日以前に製作された軽自動車	第1号

- 3 平成19年9月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3.23.の規定は、適用しない。
- 4 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定に適合するものであればよい。
- 5 保安基準第36条第3項及び細目告示第49条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 6 保安基準第36条第3項及び細目告示第49条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 7 保安基準第36条第3項及び細目告示第49条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づ

く装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。

- 8 平成32年6月14日以前に製作された自動車については、細目告示第49条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第49条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 9 保安基準第36条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第49条第1項、第127条第1項、第205条第1項及び別添52 4.10.2.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第49条第1項、第127条第1項、第205条第1項及び別添52 4.10.2.の規定に適合するものであればよい。